

鳥取県海面漁場計画（素案）

平成25年5月
鳥取県農林水産部水産振興局

第一種共同漁業権

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第一種共同漁業権
 (2) 公示番号、漁業の名称、漁業時期

公示番号	漁業の名称																		
	わかめ	てんぐさ	いあまのり	もずく	えいぎす	くろも	あかもく	ひじき	あわび	さざえ	いがい	はまぐり	ばい	かき	にいな	たこ	うに	なまこ	
	漁業時期									1/1～12/31									
	2/1～6/30	6/6～8/31	11/1～5/31	2/1～8/31	7/21～8/31	2/1～5/31	3/1～5/31	4/1～6/30											
海共第	1号	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○
	2号	○	○		○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○
	3号	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○		○	○	○
	5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
	6号	○	○	○						○	○	○		○	○		○	○	○
	8号													○			○		○

(3) 漁場の位置及び漁場の区域

公示番号	漁場の位置	漁場の区域（漁場概要図参考）		
海共第	1号	岩美郡岩美町及び鳥取市福部町地先	最大高潮時海岸線から距岸	—
	2号	鳥取市（同市福部町及び青谷町を除く。）地先	1,500mまで	ただし、鳥取港内は除く
	3号	鳥取市青谷町及び東伯郡湯梨浜町並びに同郡北栄町地先	最大高潮時海岸線から距岸	ただし、泊漁港内は除く
	5号	東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町並びに米子市淀江町地先	2,000mまで	ただし、赤碕港内、淀江漁港内は除く
	6号	米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先		—
	8号	境港市地先		—

2 関係地区

公示番号	関係地区	
海共第	1号	岩美郡岩美町及び鳥取市福部町
	2号	鳥取市（同市福部町及び同市青谷町を除く。）
	3号	鳥取市青谷町及び東伯郡湯梨浜町並びに同郡北栄町
	5号	東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町並びに米子市淀江町
	6号	米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
	8号	境港市

3 制限又は条件 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

4 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

5 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

6 免許予定日 平成25年9月1日

第三種共同漁業権（地びき網）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第三種共同漁業権
- (2) 漁業の名称 地びき網
- (3) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 公示番号、漁場の位置及び漁場の区域、関係地区等

	公示番号		漁場の位置	漁場の区域（漁場図参考）	関係地区	免許予定者	備考	
	新	旧						
海共第	4号	4号	東伯郡北栄町地先	湯梨浜町と北栄町の境界から北栄町と琴浦町の境界まで	最大高潮時海岸線から距岸1,000mまで（ただし、北栄町地先に設置されている魚礁（十字礁）群の沖合は除く。）	東伯郡北栄町	中部漁協	■既存漁場 漁場区域変更なし
	7号	7号	米子市地先	皆生漁港の西から境港市と米子市の境界まで	最大高潮時海岸線から距岸2,000mまで	米子市	米子市漁協	■既存漁場 漁場区域変更（皆生漁港の東から距岸300mの区域は漁場計画から除く）
		7号	米子市地先	皆生漁港の東から米子市淀江町佐陀と米子市二本木の境界まで	最大高潮時海岸線から距岸300mまで			

2 制限又は条件

(1) 海共第4号

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(2) 海共第7号

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

4 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

6 免許予定日 平成25年9月1日

第一種区画漁業権

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第一種区画漁業権

(2) 公示番号、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置及び漁場の区域、地元地区等

	公示番号		漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域 (漁場図参考)	地元地区	免許予定者	備考
	新	旧							
海 区 第	1号	1号	わかめ養殖	11/1～4/30	岩美郡岩美町地先	東漁港内	石美郡石美町八子八羽尾、 大字小羽尾及び大字陸上	鳥取県漁協	変更なし
	2号	—	わかめ養殖	11/1～4/30	岩美郡岩美町地先	東漁港内			新規漁場
	3号	2号	わかめ養殖	11/1～4/30	岩美郡岩美町地先	田後港内	岩美郡岩美町大字田後	田後漁協	変更なし
	4号	5号	わかめ養殖	11/1～3/31	鳥取市気高町地先	船磯漁港内	鳥取市気高町浜村及び八束水	鳥取県漁協	区域拡大
	5号	6号	わかめ養殖	11/1～3/31	鳥取市気高町地先	船磯漁港内			区域変更
	6号	7号	いわがき養殖	1/1～12/31	鳥取市気高町地先	船磯漁港内			区域変更
	7号	8号	わかめ養殖	11/1～4/30	東伯郡湯梨浜町地先	泊漁港内	東伯郡湯梨浜町		変更なし
	8号	9号	わかめ養殖	11/1～3/31	東伯郡琴浦町地先	赤碕港内	東伯郡琴浦町大字逢東、 大字八橋及び大字赤碕	赤碕町漁協	変更なし
	9号	10号	わかめ養殖	11/1～3/31	東伯郡琴浦町地先	赤碕港内			変更なし
	10号	11号	わかめ養殖	10/21～4/30	西伯郡大山町地先	平田漁港内	西伯郡大山町平田	鳥取県漁協	変更なし
	11号	—	のり養殖	10/21～4/30	西伯郡大山町地先	平田漁港内	西伯郡大山町平田及び米子市淀江町		新規漁場
	12号	12号	わかめ養殖	10/21～4/30	西伯郡大山町地先	平田漁港内	西伯郡大山町平田		変更なし
	13号	13号	わかめ養殖	10/21～4/30	西伯郡大山町地先	西伯郡大山町地先	西伯郡大山町平田及び米子市淀江町		変更なし
	14号	15号	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、 <u>あじ</u>)小割式養殖	1/1～12/31	境港市地先	境港市地先	境港市		魚種追加
	15号	—	いわがき養殖	1/1～12/31	境港市地先	境港市地先		新規漁場	
	3号	あわび養殖	1/1～12/31	鳥取市気高町地先	酒津漁港内	鳥取市気高町酒津		漁場計画から除く	
	4号	ひらめ小割り式養殖	1/1～12/31	鳥取市気高町地先	船磯漁港内	鳥取市浜村及び八束水			
	14号	のり養殖	10/21～4/30	米子市淀江町地先	米子市淀江町地先	西伯郡大山町平田及び米子市淀江町		漁場計画から除く	

- 2 制限又は条件 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
(2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

3 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

4 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで

5 免許予定日 平成25年9月1日

定 置 漁 業 権

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業権
 (2) 公示番号、漁業の名称、漁業時期、漁場の区域、地元地区等

公示番号	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域 (漁場概要図参考)	地元地区	備考	
海 定 第	1号	雑魚定置漁業	1/1～12/31	岩美郡岩美町浦富地先	岩美郡岩美町	新規漁場
	2号	雑魚定置漁業	1/1～12/31	西伯郡大山町御来屋地先	西伯郡大山町	新規漁場

- 2 制限又は条件
- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
 - (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- 3 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 4 申請期間 平成25年6月1日から平成25年7月5日まで
- 5 免許予定日 平成25年9月1日